

2018年6月27日

セクシュアル・ハラスメントに対する国民民主党の取り組み

男女共同参画推進本部長・ハラスメント対策委員長

徳永 エリ

政務調査会 厚労・文科・消費者部会部会長

大西 健介

財務省前事務次官によるセクハラ発言に端を発する、セクハラをめぐる一連の政府の対応や報道は、問題の根深さや人権意識の希薄さを露呈することとなった。一方、国際労働機関（ILO）は6月8日、#Me Too運動が世界中に広がりを見せ、世界共通の課題としてハラスメントの根絶が求められていること等を背景に、セクハラや暴力など、職場での迷惑行為を禁止する初の国際条約制定を求めた委員会報告を採択した。

現行のセクハラ防止対策は、男女雇用機会均等法において、事業主への一定の義務が盛り込まれてはいるものの、自社の従業員による他社の労働者に対するセクハラへの対応が措置義務の対象外であるなど、十分とは言えない点がある。

ILOの新条約や、労政審で開始される国内法整備に向けた議論を注視しつつ、国民民主党として、あらゆるハラスメントを許さず、すべての人が自分の能力を最大限発揮できる真の男女共同参画社会を実現するため、以下の取り組みを実施する。

1. 党内に「セクハラ対策法案検討ワーキングチーム」を設置し、連合をはじめ関係団体、有識者、取り組みの進んでいる企業等との意見交換を幅広く行い、さらなる実態把握と実効性ある法整備の検討を進める。
2. 全議員を対象とする「ハラスメント講習」を早急に実施し、議員の啓発を行う。

以上